



常陸大宮市告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大宮都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年1月23日

常陸大宮市長 鈴木 定幸



- 1 都市計画の種類
下水道（大宮町公共下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 排水区域（汚水）
ア 追加する部分
常陸大宮市 北町、東富町、高渡町 の各一部
- 3 縦覧場所
常陸大宮市建設部都市計画課

大宮都市計画下水道の変更（常陸大宮市決定）

都市計画大宮町公共下水道「2. 排水区域」中、汚水を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 792ha 雨水 約 213ha

理 由

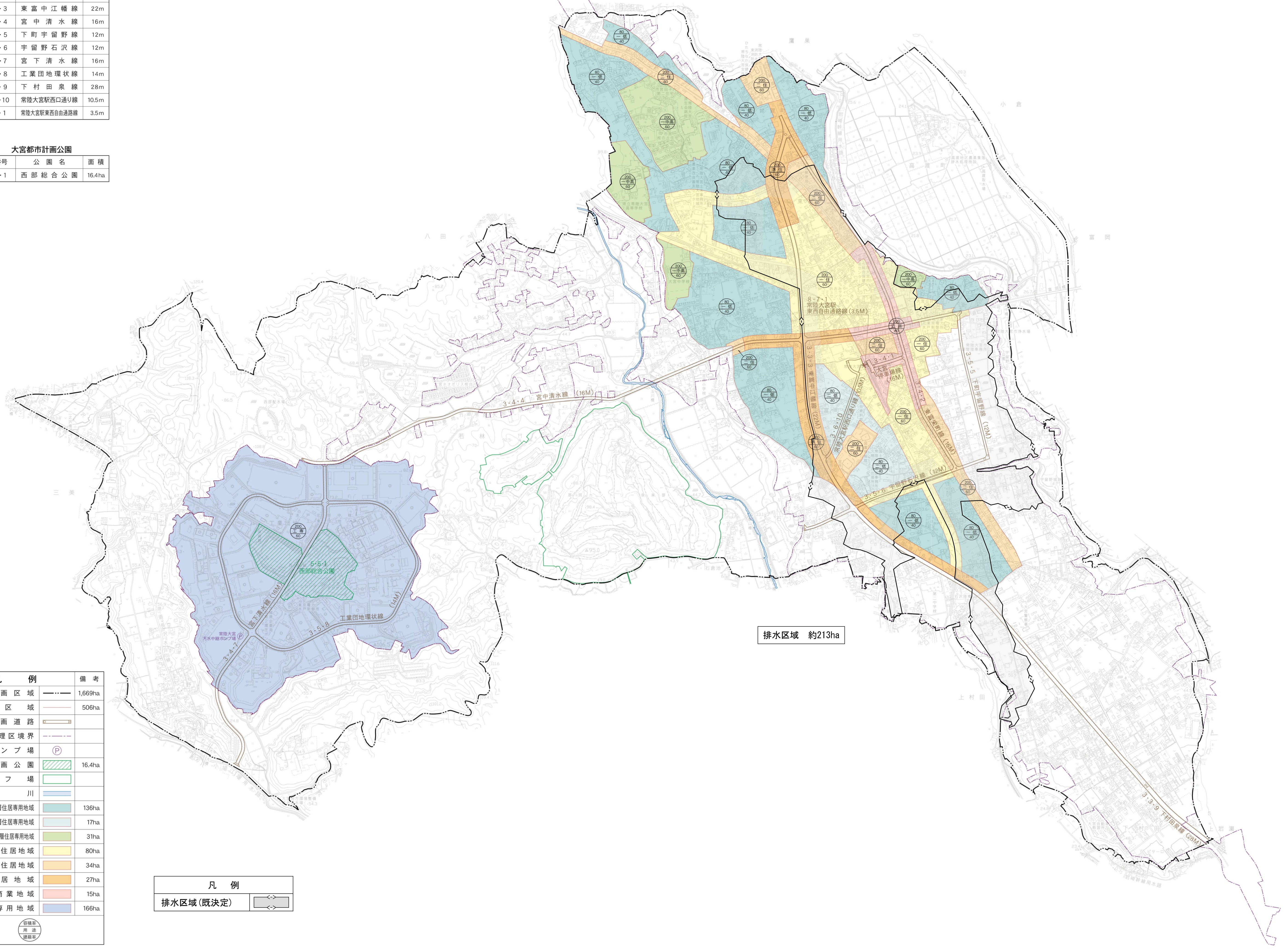
都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、那珂川・久慈川水系をはじめとする公共用水域の水質保全及び住民の生活環境の改善を図るため、本案のとおり都市計画下水道を変更するものである。

大宮町公共下水道

大宮都市計画公園		
公園番号	公 園 名	面 積
5・5・1	西 部 総 合 公 園	16.4ha

凡 例		備 考
都 市 計 画 区 域	———	1,669ha
用 途 区 域		506ha
都 市 計 画 道 路		
下 水 道 処 理 区 境 界	-----	
汚 水 ポ ン プ 場	(P)	
都 市 計 画 公 園		16.4ha
ゴ ル フ 場		
河 川		
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	 136ha
	第二種低層住居専用地域	 17ha
	第一種中高層住居専用地域	 31ha
	第一種住居地域	 80ha
	第二種住居地域	 34ha
	準住居地域	 27ha
	近隣商業地域	 15ha
工業専用地域	 166ha	
 国 立 研 究 所		

凡 例	
排水区域(既決定)	



排水区域 約213ha

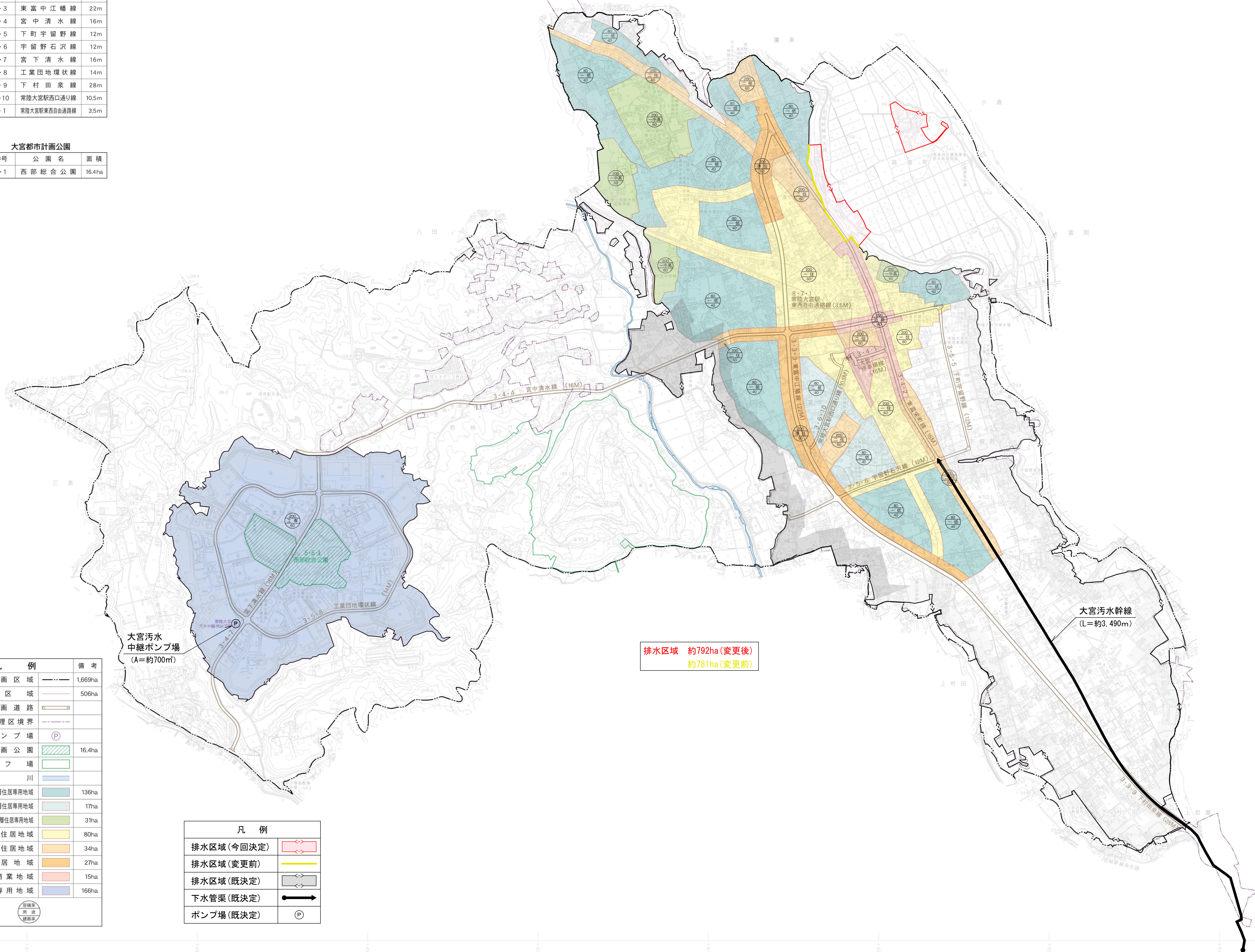
常陸大宮市

大宮町公共下水道

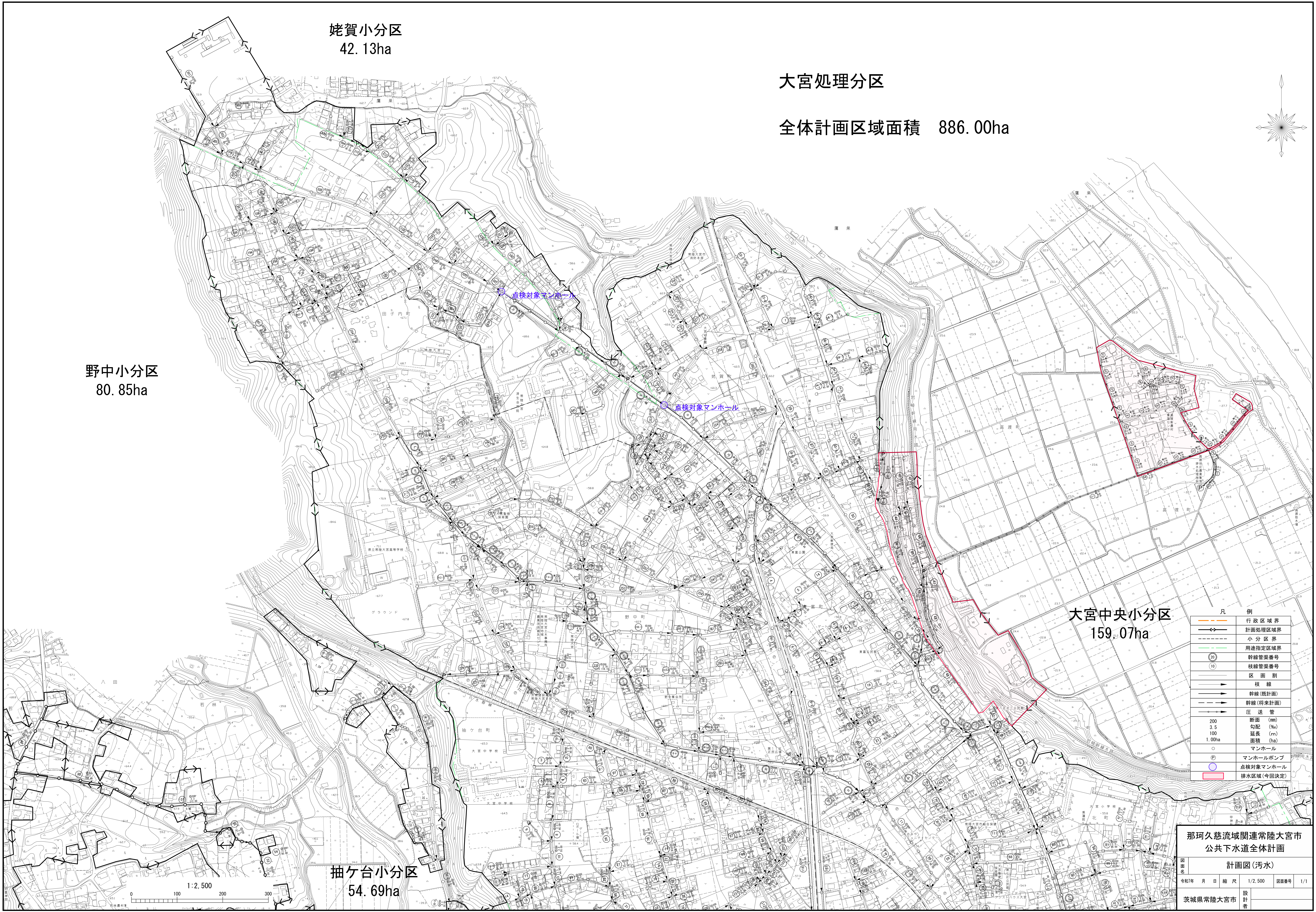
大宮都市計画公園		
公園番号	公 園 名	面 積
5・5・1	西 部 総 合 公 園	16.4ha

凡 例		備 考
都 市 計 画 区 域	———	1,669ha
用 途 区 域		506ha
都 市 計 画 道 路		
下 水 道 処 理 区 境 界	-----	
汚 水 ポ ン プ 場	(P)	
都 市 計 画 公 園		16.4ha
ゴ ル フ 場		
河 川		
用途地域	第一種低層住居専用地域	 136ha
	第二種低層住居専用地域	 17ha
	第一種中高層住居専用地域	 31ha
	第二種住居地域	 80ha
	第三種住居地域	 34ha
	準住居地域	 27ha
	近隣商業地域	 15ha
	工業専用地域	 166ha
 白根市章 平成 27 年 12 月 1 日		

凡 例	
排水区域(今回決定)	
排水区域(変更前)	
排水区域(既決定)	
下水管渠(既決定)	
ポンプ場(既決定)	



常陸大宮市



姥賀小分区
42.13ha

大宮処理分区

全体計画区域面積 886.00ha

野中小分区
80.85ha

大宮中央小分区
159.07ha

抽ヶ台小分区
54.69ha

凡 例	
	行政区域界
	計画処理区域界
	小分区界
	用途指定区域界
	幹線管渠番号
	枝線管渠番号
	区画割
	枝線
	幹線(既計画)
	幹線(将来計画)
	圧送管
	断面 (mm)
	勾配 (‰)
	延長 (m)
	面積 (ha)
	マンホール
	マンホールポンプ
	点検対象マンホール
	排水区域(今回決定)

那珂久慈流域関連常陸大宮市 公共下水道全体計画				
計画図(汚水)				
図面番号	令和7年 月 日	縮尺	1/2,500	図面番号
1/1				
茨城県常陸大宮市	設計者			